

鳥取県告示第577号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年10月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年8月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

1 申請のあった年月日

平成24年8月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人婚姻&家督支援機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河本 義雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市富安一丁目126-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本機構は、現代の少子化社会現象は非婚化、晩婚化の結婚難情勢にあると見極めた。このことは、近代社会の経済環境の歪が影響していると推考するが、家督の崩壊まで連鎖して、地域の崩壊及び消滅まで発展する懸念が確実に迫ってきたと指摘する。特に家督の責任を負う当事者の結婚難から連係して起こる、次代の家督後継人の問題、自らが独居高齢者になる問題、不在地主及び先祖供養体制の崩壊の問題等々は、地域崩壊の元凶になり、地域及び行政を苦しめる事態に進展することは間違いない。

本機構はこれらの問題意識から、今こそ「結婚問題が円満な社会づくり」は、焦眉の急の課題と決め、NPOに託された“果たす役割”の大義を実践する決意をした。

よって本機構は、不特定多数のすべての人々が結婚して、子どもを育てる喜び及び家督継続の喜びが共有できる地域社会を目指し、その実現に寄与する活動を目的とする。

6 定款の変更事項

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 特定非営利活動の種類
- (4) 事業
- (5) 役員の職務
- (6) 総会の権能、議決、表決権及び議事録
- (7) 理事会の表決権
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 公告の方法